

産業振興に資する施策情報のご案内

(令和2年5月8日時点)

日頃より産業振興の発展のため、地域活性にご尽力いただき誠に有難う御座います。新型コロナウイルスの影響において、経済産業省より発信された下記の産業支援の施策情報をお知らせいたします。

1. 中小企業経営強化税制の拡充等について

先般閣議決定されました、緊急経済対策における税制上の措置について、30日に関係法令等が改正され、同日付で公布・施行されたことにより、経済産業省のコロナ関連パンフレット (<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>) に掲載されている「テレワーク導入支援策」に記載の中小企業経営強化税制については、中小企業経営強化税制C類型（デジタル化設備）として拡充され、「固定資産税等の軽減」として2021年度の固定資産税等の軽減と、固定ゼロ特例の拡充・延長が行われました。

(1) 中小企業経営強化税制C類型（デジタル化設備）について

中小企業経営強化税制C類型（デジタル化設備）の適用に当たっては、事業者が認定経営革新等支援機関へ事前申請を行いまして、事前確認書を受領していただく必要があります。認定経営革新等支援機関には、事前確認書を発行する業務を行っていただきたく存じます。

○中小企業経営強化税制C類型（デジタル化設備）についてのHP

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2020/200501kyoka.html>

(2) 2021年度の固定資産税等の軽減について

2020年の2月～10月までの任意の連続した3か月間の売上高の合計額が、昨年同期と比べて下がっていることが適用の要件になっておりますので、その確認業務をお願いしたく存じます。なお、申請書の様式は調整中となっております、制度開始は5月中旬をめぐとしております。

○2021年度の固定資産税等の軽減についてのHP

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2020/200501zeisei.html>

(3) 固定ゼロ特例の拡充・延長について

対象設備として、事業用家屋・構築物が追加されました。

事業用家屋についての確認業務が今までの業務と異なります。

○固定ゼロ特例の拡充・延長についての HP

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/2020/200501seisansei.html>

2. ものづくり補助金「ビジネスモデル構築型」の公募開始

4月28日(火)から、ものづくり補助金の類型として「ビジネスモデル構築型」の公募が開始されました。「ビジネスモデル構築型」は、中小企業個社に対する支援である一般のものづくり補助金とは異なり、民間企業等の支援者が、30者以上の中小企業に対してビジネスモデル構築・事業計画策定のための支援プログラムを開発・提供することを支援するものです。

▽ものづくり補助金「ビジネスモデル構築型」の概要

事業内容：民間企業が主体となって、30者以上の中小企業に対して、(1)革新性、(2)拡張性、(3)持続性を有する、ビジネスモデル構築・事業計画策定のための支援プログラムを開発・提供することを以下の条件で補助します。

- ・補助上限：1億円（下限100万円）
- ・補助率：定額（10/10補助）
- ・事業期間：交付決定日から10ヶ月以内
- ・補助要件：
 - (1)中小企業30者以上に対して、以下を満たす3～5年の事業計画の策定支援プログラムを開発・提供すること。
 - (1)付加価値額：+3%以上/年
 - (2)給与支給総額：+1.5%以上/年
 - (3)事業場内最低賃金：地域別最低賃金+30円
 - (2)補助事業終了後1年で、支援先企業の80%以上が事業計画を実行できるプログラム内容であること。

○ものづくり補助金総合サイト

<http://portal.monodukuri-hojo.jp/about.html>

○公募要領（ビジネスモデル構築型）

http://portal.monodukuri-hojo.jp/common/bunsho/reiwakoubo_biz_0430.pdf

3. 新型コロナウイルス対策に関する情報

経済産業省ホームページでは、新型コロナウイルス（COVID-19）による企業への影響を緩和し、企業を支援するための施策をご案内します。事業者のみなさまにご活用いただける支援策のパンフレットが更新されました（令和2年5月3日(日)18時）

○コロナ対策パンフレット URL

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

○新型コロナウイルス感染症関連の支援策が掲載されている HP

<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>

情報は常に更新されますので、随時ご確認の程、よろしくお願いたします。

4. 時間外労働・休日労働に関する協定届等の電子申請に関するリーフレットについて

本年4月より、時間外労働の上限規制が中小企業・小規模事業者にも適用されている所、時間外労働・休日労働に関する協定届等の適正な届出を促すため、電子申請による届出等を勧奨するリーフレットが作成されました。

具体的には、新型コロナウイルス感染症による感染防止の観点から、届出等のための労働基準監督署への訪問を控えていただく必要のある中で、電子政府の総合窓口

「e-Gov」から電子申請を利用することで届出等を行うことができることを周知するものです。

○厚生労働省・電子申請リーフレット URL

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000620255.pdf>
